大阪府条例第　　　号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立布施工科高等学校 | （略） | | 大阪府立東大阪みらい工科高等学校 | 東大阪市西鴻池町二丁目 | | （略） | （略） |   備考　（略） | 別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立布施工科高等学校 | （略） | | （略） | （略） |   　備考　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和七年一月一日から施行する。